

毎週火・金曜日発行（臨時休刊あり）
昭和四年四月十五日創刊
鳥取県鳥取市
（鳥取県庁舎内）

鳥取県公報

目次
◆公告 宅地建物取引業法の施行期

公 告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第11条の3第1項の規定により、宅地建物取引員試験を次の要領により実施するので同法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第10条の規定により公告する。

昭和38年5月2日

鳥取県知事 石 破 二 朗

宅地建物取引員試験実施要領

- 1 試験の期日 昭和38年7月7日13時から15時まで
- 2 試験の場所 倉吉市研屋町 倉吉労働会館

3 試験の方法及び内容

宅地建物取引業に関する実用的な知識を有するかどうかを判定するため次に掲げる事項について筆記試験を行なう。

- 1 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
- 2 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
- 3 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
- 4 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
- 5 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
- 6 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
- 7 宅地建物取引業法及び同法との関係法令に関すること。

〔注〕試験場に法令集（解説書及び書込みのある法

合集を除く。)の持込みを許可する。

4 受験手続

受験希望者は、次に掲げる書類を提出すること。

1 受験票(所定の用紙)

2 受験申込書(所定の用紙)

3 写真(受験前六月以内に無帽で正面上半身を撮影した縦5.5センチメートル、横4センチメートルのものとし裏面に撮影年月日及び氏名を明記すること。)

〔注〕受験票及び受験申込書を必要とするときは、返信用切手を同封、受験申込受付場所に請求すること。

5 受験手数料

五百円の鳥取県収入証紙(もよりの山陰合同銀行本、支店又は鳥取県収入証紙小売さばき所から購入すること。)を受験申込書にはりつけ、消印しないこと。

6 受験申込みの受付期間

昭和38年5月15日から5月25日まで(当日の消印ある

ものは、有効)

7 受験申込みの受付場所

鳥取市東町一丁目 鳥取県土木部建築課

倉吉市巖城 倉吉土木出張所

米子市久米町 米子土木出張所

8 合格者の発表 昭和38年7月30日の予定

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目 印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町印刷所

(定価) 印刷部月額 二五〇円(配達料共)